

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 消防本部
令和4年度4月～8月分 必要に応じて令和3年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年10月3日～令和4年11月18日
- 6 監査の結果
証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、第50回消防救助技術東海地区指導会訓練に伴うプール使用料について、令和4年4月28日付けで契約が締結されていたが、令和4年8月10日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 山県市水道事業給水条例施行規程第22条は、徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発した日の属する月の26日とする旨規定している。

しかしながら、山県消防署、山県消防署美山分署分の6、7月分上下水道料金の支払いについて、支払期限が令和3年8月26日であったが、令和3年9月24日に支払われていた。また、督促手数料(100円)が同日に支払われていた。

今後は、岐阜市予算規則及び山県市水道事業給水条例施行規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見事項]

(1) 交通事故等の防止について

令和3年4月から令和4年8月までの間に、公用車の事故が6件、その他の事故が1件発生した。

令和2年度の定期監査においても、公用車の事故が7件、その他の事故が2件発生しており、交通事故等の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。

(2) 超過勤務手当等計算書兼確認書における内容確認の徹底について

消防職員44人に対し、令和3年5月に支給した超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び特殊勤務手当の計2,037,939円分を6月支給分に上乗せして支給していた。

今後は、同様の事案が起こらないよう超過勤務手当等計算書兼確認書の確認を徹底し、再発防止に取り組まれたい。